

子ども関連TOPICS ①

「青少年育成施策大綱(骨子)」(案)について

後藤 弘子 (東京富士大学)

今、日本の子どもたちを取り巻く状況はどう控えめに見積もっても、「よい」とはいえない。子どもに対する「特別な取り扱い」がさまざまな分野で見直され、差し控えられている現状は、「子ども期の消滅」(ニール・ポストマン)が日本でも進行していることを示している。

一方で、数え切れないさまざまな取り組みが多様なエージェンシーによって行われていることも事実である。子どもの成長発達に関わる場面において、関係者は、さまざまな試みを行っている。しかし、それがあまりにも多種多様なため、全体を把握するのが困難になっている。

今回公表された「青少年育成施策大綱(骨子)」(案)(以下、骨子案)は、このような現状認識のもとに1年間にわたって開催された「青少年の育成に関する有識者懇談会」(以下、懇談会)が今年(2003年)4月に内閣官房長官に提出した報告書を元に作成された。当初は、この夏にも「青少年育成施策大綱」(以下、大綱)をまとめる予定とのことであったが、7月の長崎の少年事件を受け、「少年非行対策のための検討会」が発足し、そこでの議論を反映させて、この秋に大綱が策定される予定になっている。

私は、懇談会のメンバーとして、報告書作成にかかわったという立場から、骨子案について簡単にコメントをしてみたい。

骨子案は、その構成も、盛り込む内容も、基本的には報告書にそっており、報告書をまとめた立場からは評価できる内容となっている。

作成する際に繰り返し確認されたことは、この報告書は、これまで

での「青少年の健全育成」とは異なる「青少年育成」の立場をとっているということである。そもそも、懇談会は「健全」な育成を考えるのであれば参加しないという意思表示をした多くのメンバーから成り立っており、最終的には「青少年育成」となったが、その言葉についても、かなりの議論が行われた。

私たちが「青少年育成」という時、それは、「青少年が『今を充実して生きること』とともに、『将来に向かって、試行錯誤の過程を経つつ、一人前の大人として成長していくこと』を支援する」という、長い時間軸をもった、より総合的な営みを意味する。さらに、「一人間の大人」とは、「国際化が進み、多様化、流動化する社会の中で自己選択、自己責任、相互支援を担い、他者とのかわりの中で自己実現を図る、社会的に自立した個人」を指す(報告書3頁)。そして、このような「青少年育成」観に基づいて、「施策や取組を再構築すること」いま必要なのである(報告書40頁)。

私たちが、基本理念にこだわったのは、その目指すところが異なれば、同じ施策や制度でも子どもに対する影響が全く異なると考えたからである。たとえば、懇談会でも議論になったものとして、「子どもの朝食」がある。

必要性自体も議論になったのだが、子どもが毎朝朝食を食べることが発達や今日の行動のために必要だとした場合、それを確保するための具体的な施策はいろいろ考えられる。家庭で食べるための支援策を作ることも可能であるし、学校が朝食サービスを行うことも考えられる。また、学校のそばで、子どもの朝食を提供する飲食店

NEWSLETTER No.69 CONTENTS

子ども関連TOPICS

- ①「青少年育成大綱(骨子)」(案)について /1
- ②シリーズ子ども救済②兵庫県川西市子どもの人権
オンブズパーソンという奇跡 /2
- ③川崎市子ども夢パーク、オープン! /5

少年事件と子どもの権利1

- ・未だ権利を知らず、なんぞ義務を知るを得んや /4

子どもの権利条約AtoZ 第2回

- ・第一条：子どもってだれ?
- ・第二条：差別の禁止 /6

フォーラム2003 in かわにし実行委員会だより /7

- 鴻池国務大臣の問題発言に対して
—子どもの権利条約ネットワーク代表談話— /7
- お知らせ—子どもの権利条約入門セミナー2003— /8

には助成金を出すことも考えられる。従来の「母親が家で朝食を作り、それを食べる」という伝統的規範を前提とした施策と、子どもが朝食を食べるという事実を重視した施策は当然異なる。

もちろん、「子どもの朝食」に関して、どのような施策がここで言う基本理念にそっているのかの答えはそう簡単にはでない。しかし、それが、基本理念にそっているかどうかを確認する作業を、具体的な施策の実施の過程に組み込むことで、議論が行われ、議論が行われることで、それぞれの「青少年育成」の在り方が確認される。そして、その議論を経た施策は、基本理念にそった施策の実施だと考えることができると個人的には思っている。

その意味で、今回の大綱の策定に際して重視されるべきことは、具体的な施策についての当否よりは、施策の基本的方向が基礎とすべき「新しい青少年育成観」についてであり、それに基づいた施策の策定・実施がどうすれば可能かを検討することである。

そのために、私が報告書提出の際にこだわっていたことは、調整機関の確立・権限の付与とモニタリングの必要性である。

いくら骨子案で「関係行政機関間の連携・協力」を謳っていても、

具体的な施策の策定・実施は各担当省庁が行わざるを得ない。重要なことは、それらの相互調整をある程度強制的な権限をもって行える調整機関の確立である。

現在内閣府がその役割を担当しているが、それをより強力な機関たらしめるための法的制度的サポートが不可欠である。同じ内閣府でも、政策統括官総合企画調整担当青少年担当という位置づけではなく、男女共同参画局と同等の権限を与える青少年局の設立が何よりも重要である。その上で、男女共同参画会議のように、施策の策定・実施、法制度化について、総合的にモニタリングする機関を設置して、施策に常に反映させる仕組みが構築されなければならない。

そのためには、新たな視点からの「青少年育成基本法」の制定も視座にいれなければならない。

子どもは、女性のように当事者が政策決定にかかわることができないという制度的ハンディキャップを負っている。そのことをいまい度確認しながら、大綱や施策を検討・批判することが必要である。

なお、懇談会や報告書については、内閣府ホームページ www8.cao.go.jp/youth/index.html参照。

子ども関連TOPICS ②

シリーズ **子ども救済** 連載第2回

兵庫県川西市 子どもの人権オンブズパーソン制度という奇跡

～「川西オンブズを語る会」(2003.8.3) 報告～

柳本 つとむ (アクティビスト)

はじめに

私は8月3日に行われた子どもの権利条約フォーラム2003の第4回実行委員会に参加し、(国際子ども権利センター関西事務所スタッフとして)、それに先立ち行われた「川西オンブズを語る会」にも参加する機会に恵まれ、オンブズに関わる方々の貴重なお話をナマで聴くことができました。そこで、この語る会の模様をお伝えし、子どもの人権オンブズ制度への逆風をはね返す展望について、個人的な想いを綴ります。

1 弁護士とはちがうオンブズパーソンならではの役割

バレット川西のワークルームに30人ほどの人たちが集まり、荒牧重人さんの司会で始まった「語る会」。まず、語ってくれたのは、瀬戸則夫弁護士さんからバトンタッチで03年4月からオンブズパーソンに就任した石田文三弁護士さん。弁護士業務、司法の世界とは異なり、違法か適法かという観点からの活動は3割くらいで、残りは子どもが今どういう気持ちでいるか、それをどうしたら実現できるかを、子どもの話を徹底して聴き、関係者と話をし、オンブズスタッフ内でも徹底的に議論するその手法により子どもたちの意向をかなりの程度実現できる活動にほれ込み、ぐったり疲れながらも(本人笑い)、やっていますと。世界に誇れるもの!調査専門相談員の方から聞くと、大方の時間は子どもの話を聞いてもらうことを通じて子どもたちは自分で解決を見つける素晴らしい力を持っている

ことがわかってきたとも。

2 「子どもの代弁者」—調査相談専門員の活動

続いて、調査相談専門員の森澤範子さん、横井真さん、福田みのりさんから、「子どもの代弁者」という発想が活動の中でどうやって出てきたかなどを、相談と調整活動を主とした実情やエピソードを交えながら話してくださいました。印象に残った言葉を私のメモから拾います。

・ 困ったことがあったとき、誰に相談したらいいのかわからない子どもが多く、親も子どもが困っているようだ気付いても、どう声をかけたらいいかわからず、相談できる人がいない。とにかく子どもの話を聴いてゆくことに力を入れる。「すっとしたわ」という声を子どもからよく聞く。

・ 誰かが子どもに寄り添って話を聴くことで、子どもが認められ尊重されていると実感して、そこから事態が動いて問題の解消に向かう。子どもの「最善の利益を図る」というのはまず子どもの話をよく聴くことだと思う。

・ 「アドバイスはしなくていいんだよ。」と先輩に教えてもらって、本人の話を聴きながら、話を整理し、一緒に考えるという相談の仕方を覚えた。

・ 子どもから「先生」と呼ばれるのではなく、「〇〇ちゃん」と呼ばれることによって関係が変わる。某組織から派遣されていたネク

タイをした人は、教室で子どもから、「あんた誰？」と訊かれても答えず黙っていたら、物投げられていた。

■学級崩壊に取り組む

庄巻は、学級崩壊問題に取り組んだときのお話。はじめ、「問題児」がいて学級崩壊状態でウチの真面目な子が学習権を侵害されているとの保護者の申立があり、検討を始めたところ、「問題児」との嫌疑をかけられている子たちばかりの問題ではないとの認識に達し、特定の子どもの権利の案件としてではなく、学級崩壊現象そのものを対象に「調整活動」（＝当事者の希望を受けて関係調整的な介入に入る）を開始し、とにかく子どもたちにアクセスしないということで、学校関係者の理解と協力を取り付け、2人の調査相談専門員が教室に入ることに。「先生の補助する人じゃないよ。留学生だよ。」と子どもたちに説明してもらい、愛称と呼ばれ、子どもたちと一緒に遊んだりおしゃべりしたりしているうちに、とにかくよく人の話を聴く2人の留学生の存在が何かを変えたのでしょうか。放課後にしゃべり場ができ、クラスの問題をどうするかについての真面目な話も出てきて、先生に伝えに行ったりして。と、これが本当に日本の話か？と思うような超ウルトラCのお話。それが子どもたちの潜在的な問題解決能力を引き出し、先生と子どもたちのコミュニケーションを改善するきっかけを作ってしまうのだから、これはスゴイの一言。まさに現代の奇跡というべきでしょう。

「語る会」の後で、川西の子どもと立ち話をしていた中で聴いた言葉——「専門家の先生や電話相談もいいけど、やっぱり身近な人に話をできるのが一番」も胸に抱き、私は夜行電車で帰りました。

3 オンブズ制度の実像と成果

オンブズの全相談件数中8割方は相談のみで終わる。この中で、話を聴いてもらうことを通じて、子どもや保護者などが自分の力で解決に踏み出すきっかけが生まれている。残りが調整や調査の必要がある案件である。調整というのは、解決策をアドバイスして指導するのではなく、話を聴きながら一緒に考え、コミュニケーションの橋渡しをし、相互理解を深めたりする活動だ。ここまでは、いわゆるエンパワメントアプローチ、当事者が潜在能力を発揮するお手伝いに徹する活動と言える。ごくごく一部のハードケースが公開事案として調査の上、勧告・意見表明となる。そして、公開事案の勧告・意見表明にしても、司法や行政不服審査手続きなどと違って、あくまで将来志向で、何が問題で何をこれからすべきかに重点が置かれているのがオンブズの特徴だ。そして、ある程度の権限があってこそその公開案件の活動とソフトなエンパワメントアプローチの相談、調整活動は、組み合わせさせてこそ最大限のパワーを発揮するというのもオンブズの制度としての特徴、持ち味だ。

何か、司法手続きの類似物で、誰か（多くは教育関係者）を断罪するもののような偏ったイメージが持たれて、エンパワメントアプローチの部分が余り知られていないのは、マスコミなどの報道が公開案件中心で、学校などに厳しめの意見が出る時に限って大きく取り上げるなどのメディアバイアスのせいでもあると思う。

4 誤解というより悪意に基づく廃止論

しかし、今回の議会の予算修正劇では、オンブズ事業と同時にバツリ削られた項目が目立ったところに、8月6日にヒロシマで行われる平和記念式典に参加し、戦争と平和について学ぶバスツアー事業なんてのもある。これには子どもたちもたくさん参加していた。

こんなところを見ると、誤解、理解不足に基づくものというより、子どもの権利を本当に実現していこうという動きに対して、確信犯的な敵意・悪意をもった勢力が中心になっているのは見え見えだね。

5 2003年12月の「子どもの権利条約フォーラム in かわにし」に向けて

子どもの権利条約をめぐる国際的な潮流などもうけて、子どもたちにも人間としての尊厳を認め、その権利を実現しようという人々は、川西のオンブズ制度という私たちにとってかけがえのない拠点（解放区?）を守った喜びを分かち合えるように、12月のフォーラムに向けて、それぞれできることをしてゆきましょう。子どもたちの声に耳を澄ませながら。

○川西市子どもオンブズ制度に関する今後の動き

2003年9月11日10時～ 川西市議会の厚生経済常任委員会

※ここで、子どもオンブズの補正予算案（3月に削られた半年分の予算を復活させる案）が審議される予定。

2003年9月12日（金）18:00～20:00（受付17:30）

子どもの権利条約フォーラム第4回公開講座

テーマ 「子育て支援の新たな展開と子どもの権利」～「次世代育成支援対策推進法」の成立(本年7月9日)をめぐって～

講師 森田明美さん(東洋大学社会学部社会福祉学科教授・子どもの人権連代表委員)

場所 川西市総合センター1階 視聴覚室
TEL072-758-8398 阪急川西能勢口駅下車北へ徒歩6分。協立病院西向い。

☆参加希望の方は下記まで、お申込みください。(資料とお茶代：200円)

●かわにし子どもネット事務局 TEL072-740-1247 (津崎：川西市教委人権教育担当内)

●または、TEL06-6634-1891 Fax06-6634-1893 (木村：子ども情報研究センター)

☆川西市子どもの人権オンブズパーソンについてもっと知りたい人のために・・・

「子どものエンパワメントと子どもオンブズパーソン」

吉永省三著 2,300円 明石書店

子どもたちの「危機」が叫ばれて久しい昨今、子ども自身が主体者として、問題解決に取り組むことをサポートする、子どもオンブズパーソン。

本書では、川西市子どもオンブズパーソンという公的第三者機関の事務局で実務に携わる著者自らが、その立場と経験から、オンブズパーソンの歴史やことばの定義等、基礎的な知識を解説し、現場での実例をもとに、その成り立ちから約4年間に取り上げた案件を分析します。さらには今後、民間と行政がどのように連携・対話することで子どもとおとなの相互関係を創り直すことができるのかという提案を行います。

児童福祉や学校教育に携わる人はもちろん、現在、もしくは将来において子どもとかわるであろうすべてのおとなの必読書です。

未だ権利を知らず、なんで義務を知るを得んや

正木 信二郎（「非行」と向き合う親たちの会」世話人）

<権利という言葉の持つ意味>

子どもの権利条約の普及をすすめる運動が今逆風を迎えていると言います。その理由が最近の子ども達の起こした事件にあると聞いて耳を疑いました。私の自然な感覚からいうと、権利を奪われた子ども達が事件を起こすと思われるのです。ですから、子どもの権利をますます強化することが子ども達の起こす事件を少なくする唯一の方法ではないでしょうか。それなのにそうはなっていないのが現代日本の不可思議なところですよ。

権利という言葉は英語ではrightです。この言葉には「正義」とか「正当性」という意味もあります。また、フランス語ではdroitと言いますが、これには「正義」のほかに「法」という意味もあります。つまり、英語圏やフランス語圏の人々にとっては「権利」という言葉は同時に「正義」であり、「法」であるのです。ところが日本語の「権利」にはそういう裏づけになる意味がない。念のため広辞苑を引いてみたら「句子」という中国の古典に「権利」という言葉があって「権勢と利益、権能」と書いてあります。幕末明治期にrightという言葉が日本語に訳す時、この句子の中の言葉を借りてきたのでしょ。つまり日本人にとって権利という言葉は、正しいとか、法の裏づけがあるという観念と結びついていないのです。むしろ、「自分の利益」という風にしか理解されてこなかったのです。

<生まれたての赤ん坊も権利を主張している>

「権利の主張」が「自分の利益の主張」だとしか捉えられていないのであれば、そんなことを子どもに保障してやる必要はないと考える人が多くても不思議ではありません。これは悲しむべき誤解であり、まさに悲しむべき日本の現実なのでしょう。

ところで民法第一条の三に「私権の享有は出生に始まる」と書いてありますので、母親の胎内からこの世に生まれ出した瞬間から子どもは権利を主張することができることとなります。しかし、生まれたての赤ん坊にどのような権利の主張ができるのかという疑問をお持ちの方もおられるでしょうが、これができるのです。彼または彼女はおなかが空いたといっは泣き、お尻が汚れて気持ちが悪いといっは泣いて授乳やおむつ交換を要求しているではありませんか。これは堂々たる権利の主張以外の何ものでもありません。しばらくたって、立てるようになり、片言が話せるようになると、「いや」と言い出します。一人では何もできないくせに、生意気にも人格の独立を主張するようになるのです。3、4歳ともなればいっばしの筋の通った自己主張を始めます。当然のことながらこの段階ではこの自己主張は幼稚だし、自分本位です。兄弟姉妹間や、公園とか保育園などで知り合った仲間達の間でおもちゃやお菓子の取り合いをしたり、ブランコなどの遊具の順番争いをしたりします。時にはつかみ合いになって引っかき傷を作ったりもします。しかし、注意深く観察していると、子ども達は自然に「人のものを取ってはいけない」とか、「順番は守らなければいけない」という社会規範を身に

つけていくようです。逆に言えば「自分のもの、自分の順番は他人から尊重されるべきだ」という権利を確認するのです。それは同時に「他人のもの、他人の順番は認めなければならない」という他人の権利の確認することにもなります。もっとも、グループの中に圧倒的に力が強い子が混じっていると、このような自然な秩序の形成が遅れる場合もあります。そのような場合養育者や保育者の介入や調整が必要になることもあるでしょうが、多くの場合は子どもたちだけの力で自然に秩序を作るのが普通です。しかし、公園デビューなどで時たま見られるように、子どもの親が他の子の親に気を使って自分の子の行為を厳しく叱ったり、罰を与えたりすると、子どもは混乱し、正常な人格の発達を阻害されることもあります。

<義務とは権利を権利たらしめているもの>

元来「権利」というものは、社会の中で人と人との係わり合いの中からおのずから確定されていくものです。もし、ある特定の人たちだけが特定の権利を独占しているようなことがあると、これを皆の平等なものにしようという動きが強まり、時には大きな社会運動となることもあります。それが、マグナ・カルタであり、また、フランス革命の時の人権宣言という形を取って人類にとっての普遍的な権利になってきたのです。このような人類普遍的な権利の獲得には多くの人々の努力があったわけですから、それを次の世代の人たち、つまり子ども達に伝えるのは私たちの義務でもあるわけです。

ここで「義務」という言葉が出てきました。「子ども達に権利を教える前に義務を教えなければならない」と言う人がいますが、これは義務という言葉の意味を取り違えている人だと思います。「義務」とは「権利」に対立する概念ではありません。人類に普遍的な権利は、当然のことですが他人の権利を侵すことを許していません。権利と権利がぶつかる場合にはそれを調整するために法律や規則、あるいは不文律のようなものが定められ、それを守ることが要求されます。これが「義務」です。つまり「義務」とは「権利」を権利たらしめるために必要なものなのです。「権利」の裏づけのない「義務」の強制は「奴隷的拘束」でしかありません。

子ども達はその成長発達の過程において、人類が歴史上獲得した「権利」を自分の行為で確認をしていく必要があります。それは既に先人によって確定された「権利」なのだから、確定されたものとして教え込めばいいというものではないのです。4、5歳のころにおもちゃの所有権をめぐって友達と大喧嘩をする、時には引っかいたり噛み付いたりしてお互いが傷だらけになったりします。大人であれば強盗だとか強盗傷人などという物騒な犯罪になるのですが、こんなところに警察が出てくるなどということはありません。親や保育者などの適切な介入や指導があって、「所有権」という「権利」を確認できるようになるのです。つまり「自分のおもちゃの所有権を主張する」という権利の確認と、「他人のおもちゃの所有権を尊重しなければならぬ」という義務の確認ができるようになるのです。子

も達はこのようにして手探りで少しずつ「権利」を獲得していくのです。中学生ともなると知的にも大人とそれほど違わなくなり、情報量はある意味では大人を上回るようになります。一方社会経験は未熟ですから、思い込みや、判断の誤りもあって、時には法や規則で定められた限界を踏み越えてしまうことがあります。これが「非行」です。「非行」は形の上では「犯罪」とそっくりですが、決して同じものではありません。発達段階の途中にある子ども達が犯す過ちなのですから、その行為に対して罰で臨むのではなく、その過ちの原因を探って、その子の立ち直りを援助することが大切なのです。

<今子どもたちの権利を奪っているものは誰か>

ところがまさにその一番大切な時期に子ども達は最も厳しい現実にはさらされています。激しい競争社会という現実です。多くの子にとって中学から高校への進学は、この世の厳しい現実と出会う最初の機会です。ここでの成功の如何がその後の人生を決めるという幻想（それはまさに幻想でしかないのですが）に親も子も絡み取られています。高校へ進学しようと思っているものにとって、中学校の作成する内申書は大変大きな意味をもちますから、教師の心証をできるだけ悪くしないように努めることになります。これに悪乗りする形で、中学では校則を押し付けて管理を強化しようとしします。しかし、子ども達はこのような競争原理が平等原則に立っていないことをとらに見抜いています。そういう不平等に目をつぶって、子ども達を競争に駆り立てる親や教師達に対して激しい怒りを感じています。「非行」が一般的に中学2年の夏休みを境に急速に目立ってくるのは、彼らがそのような眼前に迫った不平等に対する怒りを行動で表現しているからだと考えてもいいのではないのでしょうか。

私は家庭裁判所調査官を退職した後、非行のある少年たちの付添人をしたり、非行のある子を持った親たちの悩みや相談に答える活動をボランティアでやっていますが、そうした子の親たちから、「子どもの気持ちを考慮せずに親の気持ちを押し付けてきた」という悲痛な声を聞かされ続けてきました。一方子ども達の方は、自分の非行については深刻に反省しているのですが、自分達の行為が「社会的な不公正に対する反発」だという認識に立っていることはほとんどありません。このような状況では彼らが本当に立ち直るのは困難です。それは彼らが「不公正」に対する批判を封じられているから、言い換えればそうした権利を認められていないからではないで

しょうか。子ども達の服装、髪型から始めて、校外での行動や遊びに至るまで、一方的に校則を決めることで、ことごとく、文字通りがんじがらめに管理し、違反をすれば一方的に処分したり、内申書をちらつかせて脅したりされる中で、彼らは当然の権利を主張することすら思いつかない状態になっているのです。あの戦前の軍国主義的、国家主義的な社会体制の中でも、中学生達が横暴な教師排斥や学校改革を求めてストライキを度々おこなっていたことと比較しても、戦後民主主義の中で子ども達がいかに無権利状態に追い込まれているかがわかってしまうのです。もちろん私は子ども達の「非行」を容認する者でも、非行が直接「権利」の主張であると強弁する者でもありません。子ども達が、彼らにとって当然の「社会的に不公正に対して発言する権利」を認められていないから、彼らのエネルギーが「非行」という形で暴発するのだと主張しているのです。子ども達が重大な非行を起こすたびに「彼らに権利を教える前に義務を教えなければならない」「重大な非行を行った子ども達には厳罰で望むべきだ」と主張する人たちは、実は子ども達がより重大な非行を起こすような方向を主張しているのです。ましてや、「非行を起こした少年の親を市中引き回し打ち首にせよ」などと時代錯誤もはなはだしい発言をする国務大臣や、その国務大臣を罷免しようともしない総理大臣の人権感覚のずれを私たちは厳しく批判するべきだと思います。

子ども達が権利を奪われ、奴隷的拘束だけを強制されるようになるとどうなるか、一方では抑圧されたエネルギーが暴発する危険が増します。その傾向は既に見えています。他方ではきちんとした批判精神が育たず、悪事を押し付けられても羊のように従順に従っていく人間が増えていくことになります。役所ぐるみ、企業ぐるみの事件の多発は、日本社会にそのような人たちが増え始めていることを示しているのではないのでしょうか。

自分の権利をきちんと主張できない人間に、他人の権利を認めることはできません。冒頭で述べたように、「今子ども達が重大な事件を起こしているので、子どもの権利条約を進める運動に逆風が吹いている」と嘆いておられる方々もまた、権利の性格についての認識が不十分なのではないのでしょうか。

「未だ権利を知らず、何ぞ義務を知ることを得んや」と題した所以です。

子ども関連TOPICS ③

川崎市子ども夢パーク、オープン！

阿比留 久美 (早稲田大学大学院)

今年7月23日に川崎市子ども夢パーク(以下夢パーク)がオープンしました。夢パークは2000年に制定された川崎市「子どもの権利に関する条例」にも挙げられている、子どもの居場所を具現化するものとして、計画の段階から子ども参加が行われてつくられた青少年教育施設です。約1万平方メートルにもおよぶ広大な敷地は芝生の広がった広場と建物部分からなり、広場にはプレイパークやサイクリングロードが、建物内にはフリースペース「えん」や、スタジオ、バスケットや卓球のできる全天候広場があります。8月2、3日

にはオープニングイベントが行われ、プレイパークや子どもによるおぼけ屋敷が開かれたり、子どもたちによるダンスやライブなども披露され、2日で2400人以上の人が訪れました。

広場でのおぼけ屋敷親子や、「せせらぎ」という川のようなところで全身びしょぬれになりながら遊ぶ子どもたち、泥だらけになっている子どもたち、プレイパークで工作をしたり、ペンキ塗りをしたりしている子どもたちと、屋外の広場ではさまざまに打ち興じる子どもたちの姿が見られます。また、プレイパークではたき火が

燃やされ、ときにはその上でジャガイモが焼かれたり、金属の衣装ケースを使った釜でピザが焼かれたりすることもあります。

特筆すべき点として、「えん」は公設民営方式の不登校対策自体が全国的にもめずらしいなか、学校復帰を目的にしないフリースペースが開放型施設の中につくられたものであることが挙げられるでしょう。

現在、夢パークには必要最低限の施設しかできていません。それ

は、子どものニーズに従って、今後もつくり続けられる循環システムとして夢パークが構想されていることによるものです。子ども参加というだけではなく、管理運営やプレイパーク、フリースペースなどに夢パークと一緒に作っていくとする大人の姿が子どもの身近に見られることもこの施設の魅力のひとつだといえるでしょう。子ども参加のもとに、今後夢パークがどのようにつくられていくか、新たな展開が期待されます。

子どもの権利条約批准10年目企画 子どもの権利条約 A to Z

子どもの権利条約の批准から10年目を向かえた今年。あらためて子どもの権利条約を読んでみませんか？このコーナーでは毎回条文をいくつか取り上げ、子どもに読んでもらうことを念頭においてわかりやすく解説していきます。もちろん、おとなの方もどうぞ！

安部 芳絵 (子どもの参加ファシリテーター)

が現状だと思う。世界の3分の1の子もたちがアイデアをだしあったら、おとなが解決できない問題もうまくクリアできるような気がしない？

【第二条 差別の禁止：みんな違うからおもしろい】

埼玉県のある中学生から教えてもらったお話。その子の学校には制服があるんだけど、友達の女の子が男の子の制服を着て学校に来ているそうです。他の生徒はみんな女の子はスカート、男の子はズボンだからすっごく目立つみたい。それでもその子はスカートははかないらしい。「どうして男の子の制服着てるの？」って聞いたら「スカートが苦手だから」だって。

今この記事を読んでくれている子の中にも、この子みたいにスカートをはくのがいやだなあって思っている女の子や、スカートはきたいって思っている男の子がいるかもしれないね。それは「やっちゃいけないこと」じゃなくて、それも「アリ」だと思う。ちょっと前にテレビでやってたように「性同一障害」っていう、心の性とからだの性が違う場合もあるし、好みの問題もある。

人種や、肌の色が黒かったり白かったり赤かったり黄色かったり（肌の色だけでこんなに違うんだね。なんか、すごくない?）、女だったり男だったりその両方だったりどっちでもなかったり、言葉や信じていること、考えていること、お金があるのかどうか、障害のようすなど、生まれてきて、今生きている状況にはたくさんちがいがあ。この「たくさんちがいが」は無理にひとつにしなくていい。みんなちがうからおもしろいんだね。

その子の「ちがいが」やその子の「親や家族」の「ちがいが」によって、差別されたりしませんよ、というのが2条に定められているんだ。そして、その「ちがいが」が「おもしろいな、素敵だな」とみんなが思えるように、国は工夫しなきゃいけない。

みんな肌の引出しのすみっこに、小学校のときとかに使ってたクレヨン眠ってない？もしあったらちょっと見てみて。その中に「肌色」ってあるかな？「肌色」と書かれたクレヨンを見つけた人もいるし、色は「肌色」なんだけど、表示が「ペールオレンジ」になっている人もいると思うんだ。Pale orangeは「淡いオレンジ色」って意味。私達のイメージする「肌色」は、実は「淡いオレンジ色」なんだけど、実際の肌の色はもっと黒い人も赤い人も白い人もいる。肌の色をひとつにしちゃうのって、ちがいがたくさんあることのおもしろさを台無しにしてしまうかもしれない。これってなんかおかしいね、という声があがって行って、今ではクレヨンや絵の具の「肌色」が「ペールオレンジ」に変わってきているんだ。だからみんなも「ちがいがたくさんあっていいはずなのになんかおかしいな」と思ったことがあったら、ぜひ教えて。みんなの力で変えられるかもしれないよ。

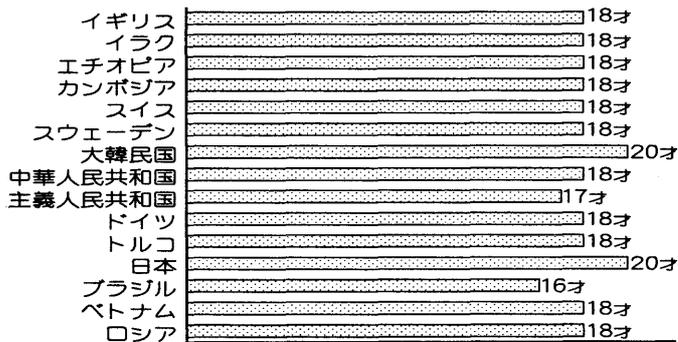
【第一条：子どもってだれ？】

子どもの権利条約っていうけどそもそも子どもって何才までなんだろう？この答えは条約1条に定められているよ。

子どもの権利条約第1条によると、18才未満（17才まで）が子どもってことになっているんだ。ただし、「子どもに適用される法律の下でより早く成年に達する場合はこのかぎりではない」とも言っている。つまり、日本の場合で考えると16才以上18才未満の女の子が結婚して「成年に達した」とみなされる場合には、親子関係に関する条文はあてはまりませんよ、ということなんだ。

じゃあなぜ18才未満になったんだろう？それは世界の多くの国で18才が「おとな」になる年齢だからなんだ。おとなにはできるけど子どもにできないことってそんなに多くはないんだけど、これだけはできないものがいくつかある。そのひとつが選挙できるかどうかってこと。選挙権年齢の図を見てみるとほとんどの国が18才からというのがわかるね。

〈各国の選挙権年齢〉



「でも日本では成人式は20才だよ？だから子どもは19才未満なんじゃないの？」と思った人もいるかもしれない。それはとっても大切な疑問なんだ。日本の法律ではおとなを20才としているから、18才、19才の人は子どもでもおとなでもないことになっちゃう。これではなんだかちぐはぐで困ってしまう。だから、日本のおとなになる年齢を18才に下げることが必要なんだ。それから大事なことなんだけど、この連載では「子ども」って言葉を使うことにするね。日本政府は、英語の「child」を「児童」って訳している。けれど日本の法律をみても、「児童」は小学生を指したり、15歳未満だったり、18才未満だったりまちまちなんだ。だからみんなにわかりやすいと思われる「子ども」を使うね。

ところで、世界の人口は何億人くらい知ってる？そう、60億人。では、世界の子ども、つまり18才未満の数はどれくらいでしょう？実は、20億人もいる。なんと全人口の3分の1が子どもということになる。けれど、世界のこと、日本のこと、もっと狭くて学校のことや地域のことはほとんどおとなが決めちゃったりしてるの

「子どもの権利条約フォーラム2003 in かわにし」 概要ほぼ固まる！

野呂 亜寿紗 (かわにし子どもネット代表・高校生)

〈第4回実行委員会 (8/3)〉

今回は場所が変わって「パレット川西」で行われました。実行委員会では前回、前々回に加えまた新たな団体が参画され、合わせて19団体となりました。第3回実行委員会で各団体からいろいろ意見が活発に出され、結局全体会の企画は時間切れとなったため、事務局がこれらの意見をもとに再度提案しました。子どもの意見表明・参加、子どもとおとなのパートナーシップなどのテーマを含むキーワードを設定し、それを手がかりに子どもとおとなの対話を参加者で進めようということで、各団体の反応も良く、ああしたらどうか、こうしたらどうかと建設的な意見が出ました。その中で話題の中心になったのがキーワード。パートナーシップに当たるような、子どもにもわかりやすく参加者にも親しみやすく、主催者の思いも伝わるような言葉がなかなか見つからず、「子ども×おとな=互い

に元気になる」「子どもとおとながつながる」「子どもとおとなが互いに育ち合う(学び合う)」などある程度絞った中から、後日キーワードにこだわる子どもたちが集まって決めることになりました。ここでも第1回で出た「川西」の地域性、文化性などを感じる場面となりました。また、全体会の時間配分についても議論され、1日目の大枠がほぼ固まりました。続いて、2日目の分科会の話に移り、各団体からの分科会企画が順に説明されました。どの団体も独自の活動にもとづき意欲的に企画されています。ただ、テーマあるいは内容が似通った団体では、協同運営の可能性も模索されますが、それにしても分科会数は多くなりそうです。最後に、次回(9/6)の実行委員会で、開催要項が確認され次第、全国の団体・個人に向けて発信する予定です。みなさん、どうぞお待ち下さい。

子どもの権利条約ネットワークは、日本社会における子どもの権利条約の普及と実施のために12年間活動してきているNGOです。その立場から、今回長崎の少年事件に際して繰り返された鴻池祥肇国務大臣の発言は見逃すことのできないものがあり、ここに代表談話を掲載します。(2003年8月6日)

■鴻池国務大臣の問題発言に対して

2003年8月6日

喜多明人

(子どもの権利条約ネットワーク代表)

1 鴻池国務大臣の問題発言の概要

鴻池大臣は、2003年7月11日の閣議後の記者会見で、長崎市の幼児誘拐殺人事件に関して、以下のように述べたと報道されています。(産経新聞7月11日付より)

「(少年犯罪の最優先課題は)親の責任だ。マスコミの報道の仕方もある。嘆き悲しむ家族だけでなく、犯罪者の親も(テレビに)映すべきだ。全部引きずり出すべきだ。担任教師や親は全部出てくるべきだ。信賞必罰、勧善懲悪の思想が戦後教育の中に欠落している。このままではえらいことになる。日本中の親が自覚するように引きずり出すべきだと思う。有識者が書いたものに政治家が味付けして(大綱を)出すのが大きな間違い。最初から政治家がやるべきだ。出せというなら辞める。それだけの話だ。

(少年法改正について)今の時代、厳しい罰則をつくるべきだ。(加害者の)親なんか市中引き回しの上、打ち首にすればいい。大綱で道徳心のある心を育てようなどと言っている場合ではない。(自分が)青少年担当である限りは(大綱は)出てこない。出したかったら、おれの首を取れ。」

この発言を受けて、政府は7月14日、長崎の事件などを踏まえて少年犯罪対策を取りまとめる関係省庁の局長級による検討会議を設置することを決め、福田官房長官は、15日、「青少年育成施策大綱」の策定を延期し、青少年育成本部副部長である鴻池大臣に「少年犯罪の関係省庁検討会議」の設置を指示しました(毎日新聞7月15日)。

なお、7月16日の衆院内閣委員会では、鴻池大臣は改めて持論を展開し、これに対して野党側が政府の青少年育成推進本部の副部長などとしては不適格であるとして辞任を求めましたが、拒否しました。また、野党側は「(少年の更生などをめざす)子どもの権利条約を理解していない」などと追求しましたが、以下のように条約についての無理解や条約実施についての否定的な考えを明らかにしました。

まず、子どもの権利条約に関しては、「私は、詳しいことは存じておりません。」と回答し、同条約37条等の趣旨に関して、次のように答弁しました。

「私は、子どもといえども、犯した罪というのはいろいろな重さというものがあると思います。・・・長崎のように、本当にいたいけな子どもを裸にしてわいせつな行為をして、そしてあの屋上から突き落とす。これが、今委員がおっしゃった、子どもの権利条約だからそれはすべてそのように対処せよという考え方は、私はたとえ青少年担当の大臣としてもちょっと承服できかねる、このように思います。」(7月16日衆議院委員会会議録より、春名委員の質問に答えて)

2 条約遵守義務を負う国務大臣として不適格

私たちは、沖縄および長崎で起きた少年事件に関しては、基本的には、事実関係が充分に明らかにされていない段階での直接的コメントは控えるべきであること、また、いくつかの事件をもってその世代全体に影響を及ぼす一般的なコメントを安易に行うのは、その世代へのダメージなど社会的な悪影響を与える恐れがあること、な

どから慎重に対応してきました。

しかしながら、今回のような国務大臣の地位にある立場にある人が、私たちのような配慮をまったく欠落したまま軽率な発言に終始したばかりか、大臣としては言うてはならない条約無視の発言をしていることについて抗議の意を表さざるを得ません。

それは第一に、同大臣のように、子どもの権利条約のことをよく知らないばかりか、条約に基づく措置をとることを拒否すると公言する人物が、国務大臣という職に就いていることは、少なくとも日本国憲法第98条2項にしたがって国際法の遵守義務を負う現職閣僚の立場に立ったものとは言えず、不適格です。

3 国連・子どもの権利委員会でも問題にされるであろう「条約無視発言」

第二には、子どもの権利条約を1994年4月に批准した日本政府の立場としても、「この条約において認められる権利の実施のためのあらゆる適当な立法上、行政上およびその他の措置をとる。」(4条)と約束し、「この条約において認められる権利の実施のためにとった措置およびこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に

関する報告を」、国連・子どもの権利委員会に提出することを義務づけられ、2001年11月に第2回政府報告書を提出してきたはずで、そのような日本政府の立場上、青少年問題の担当大臣が明らかな「条約無視」の発言を繰り返していることは異常な事態です。この発言は、来年1月に日本政府報告の審査が予定されている子どもの権利委員会においても検討されるべき「問題発言」と言えましょう。

4 子どもの権利条約のさらなる実施と普及をめざして

子どもの権利条約ネットワークでは、子どもの権利条約の批准から10年目を迎えるにあたり、ニュースレター、ホームページ、メールマガジン、あるいは「子どもの権利条約入門セミナー2003」(10回シリーズ)など多様な機会を通じて、改めて子どもの権利条約の趣旨や規定を学び、それらの実施と普及に取り組んでいます。また、このような大臣の発言が、そして犯罪対策的で対症療法的な政府の子ども政策がいかに条約の趣旨や規定に反するものであるかを明らかにしていきます。そして、条約の趣旨や規定が子どもをめぐるさまざまな問題の解決に活かせることを示し、条約のさらなる実施と普及に取り組んでいきます。

お知らせ

[子どもの権利条約入門セミナー2003]のお知らせ

5月より始まった「子どもの権利条約入門セミナー」。第5回、第6回を以下のとおりに開催します!

少人数でアットホームな雰囲気の中で、子どもの権利条約について、また条約を生かす取り組みについてを、わかりやすく学んでいきます。奮ってご参加ください!

□第5回 9月29日(月)

子どもの権利条約Q&A～子どもの権利条約が置かれている現状と課題～ 荒牧 重人さん(山梨学院大学)

□第6回 10月21日(火)

子どもの権利条約とセクシュアル・ライツ 安部 芳絵さん(子どもの権利条約ネットワーク)

時間: 18:30-20:30(受付開始18:00)
会場: 子どもの権利条約ネットワーク事務所(みなとNPOハウス4階) 地下鉄日比谷線・大江戸線「六本木」駅徒歩2分(旧三河台中学校・俳優座裏)
定員20名 *資料・会場の準備があるので事前申込をお願いします。
お申し込み・お問い合わせ: 子どもの権利条約ネットワーク
〒106-0032 港区六本木4-7-14みなとNPOハウス4F
03-3746-0744(火・金12:00-17:00)
E-mail nrcr@abeam.ocn.ne.jp
※留守のときは、留守電・FAX・メールをご利用ください。

総合的研究誌「子どもの権利研究」

子どもの権利総合研究所編(日本評論社・販売協力) 定価 2000円

- 創刊号 特集 子どもの権利の総合的保障と学際研究 2002年7月刊行
- 第2号 特集 自治体子ども施策と子どもの権利 2003年1月刊行
- 第3号 特集 現代日本の子ども法制と子どもの権利の展望 2003年7月刊行

- 現行法制をめぐる動向と子どもの権利 ○日本国憲法法制と子どもの権利 ○教育基本法制と日本の子ども ○児童福祉法制と日本の子ども ○少年法制と日本の子ども
- シンポジウム 「現代日本の子ども法制と子どもの権利の展望」まとめ ◇世界と日本の子どもの権利救済制度 1世界各国の「子どもの権利救済」制度—国連子どもの権利委員会から 2子どもオンブズにおける第三者性の法的構造—ノルウェー・日本における制度を手がかりとして 3日本における子どもの救済制度の現状と課題 ◇「改正少年法」の運用と課題 1「原則逆送」事件の実例—事例および全国的調査の分析から 2家庭裁判所の運用実態—全司法のアンケート調査を中心に 3少年の立ち寄り支援の現場から—児童自立支援施設を中心に
- 論説 ○「韓国の子どもの権利研究の現状と課題」○性的搾取と子どもの権利 ○平成期学校事故判例と安全基準
- 自治体条例研究 ○富山県小杉町子どもの権利条例

定期購読募集中 / 年間4000円(送料込み・年2回発行・B5版100頁)

創刊号: 2002年7月 第2号: 2003年1月

郵便振込み申込で直接申し込まれるか、下記事務局へお問い合わせ下さい。
郵便振替00150-3-164280 口座名称 子どもの権利条約総合研究所

研究所事務所: 〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1 喜多明人宛
研究所分室(水曜日10:00-16:00) TEL・FAX 03-5286-3595 E-Mail: crc21@lycos.jp

「子どもの権利条約」No.69

2003年8月20日発行

- ★発行(隔月刊)
- 子どもの権利条約ネットワーク
Network for the Convention on the Rights of the Child
〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14
みなとNPOハウス 4F
TEL&FAX 03-3746-0744
(事務所受付時間/火・金12:00~17:00)
ホームページ
<http://www6.ocn.ne.jp/~nrcr/>
Eメール nrcr@abeam.ocn.ne.jp
- ★発行人 喜多明人
- ★編集人 内田塔子
- ★年会費 5000円 学生3000円
18歳未満1000円
定期購読4000円
- *郵便振替 00180-2-750150
- ★印刷 (株)第一プリント